

令和7年度 施政方針

いなべ市長 日沖 靖

【誇りと愛着の持てるまちづくり】

いなべ市は、これまで企業誘致に力を入れ、自動車産業を中心に大きな雇用と税収を生み出し、安定した産業基盤を形成してきました。その結果、製造品出荷額は県内2位、1人当たりの市町民所得（雇用者報酬、財産所得、企業所得の合計/人口）は県内1位を誇っています（2022年調査）。

また、東洋経済新報社による「住みよさランキング2024」では全国812の市、特別区のうち、いなべ市は全国48位、三重県1位でした。

さらに、東海環状自動車道の阿下喜のいなべICがこの春開通し、ますます、観光や企業誘致に弾みがつきます。

いなべの良き伝統を守りつつ、新しい事業にも果敢に挑戦し、市民の皆さまがいなべ市に誇りと愛着を持ち安心して暮らせるまちづくりを進めます。

【市民が主役＝当事者のまちづくり】

いなべ市は誕生以来、市民の幸福感、満足感の追求を第一に取り組んできました。それは子育てしやすく、高齢者や障がい者も安心して暮らせる福祉のまちづくりであり、次代を担うこどもたちがすくすく育つ教育のまちづくりです。そして、福祉や教育を支える産業の育成や環境の整備を進めてきました。この素晴らしい基盤を作ったのは、いなべ市の市民の皆さまです。市民の皆さまが傍観者ではなく、まちづくりの主役＝当事者としてご尽力頂いたお陰です。

この市民の皆さまの力を今一度引き出し、連携することで、地域のこどもたちや高齢者を地域全体で支え、地域ぐるみで環境を守り、災害に備え、そして、行政と市民の皆さまが一緒になって、幸福を追求する「市民が主役のまちづくり」を目指します。

【いなべ市のブランド化】

いなべ市の知名度を高め、訪れる人（交流人口）を増やし、移住や定住に誘うことが地域の活性化につながります。この地で見慣れた風景や平凡な日常の営みも、来訪者には魅力ある観光資源とも成り得ます。修学旅行も、古寺巡礼から農業や自然体験へと形を変えつつあります。藤原町の鼎地区では、研修旅行生のために力作り体験を実施し、大好評を頂いています。貴重な体験を実施して頂いている地元の皆さまに感謝申し上げます。

また、いなべ市を舞台に新たな事業や試みに挑戦しようとする人材を、国の助成事業を活用して誘致し、活気に満ちたまちづくりを進めます。

【広域連携の推進】

いなべ市は東員町に加え、菰野町とも定住自立圏形成協定を結び、広域連携を進めています。菰野町とは、ごみ焼却施設の共同設置をはじめ、お互いの行政課題を共有しながら、連携を深めます。

【安全で安心な社会を拓く】

能登半島地震から1年が経過し、全国的に地震や豪雨への備えを充実する気運が高まっています。特に、避難所に指定されている小中学校体育館の熱中症対策として空調設備の設置を進め、避難者や生徒の健康管理に努めます。

また、災害への備えを家族や地域単位でも準備し、災害弱者に対する個別避難計画の作成を進めます。

【歳入予算と財政状況】

【安全で安心につながる投資的予算】

令和7年度の一般会計予算は、昨年度より34億円多い283億円を計上しました。能登半島地震や埼玉県八潮市の道路陥没事故を契機に防災や老朽インフラの更新が問題となっています。国の緊急防災・減災事業などを活用し、消防団の詰所や、道路や河川、橋梁、上下水道など、公共施設の点検と整備に努め、市民の安全で安心につながる投資的予算としました。

【堅調な市税収入】

個人市民税は物価の高騰をうけた給与所得の上昇に伴い5%多い25億円を見込み、法人市民税は円安基調で輸出関連企業の業績は堅調と思われることから、過去最高であった昨年度の12億円に近い11億円を見込みました。

固定資産税は昨年度より3億円多い56億円を見込みました。特に、償却資産については企業の設備投資が活発なことから、2億円の増加を見込みました。

これらにより、市税収入は過去最高となる97億円を見込みました。税の収納率は、98%の高い実績を誇っており、令和7年度も健全な財政運営に努めます。

【地方交付税の減少】

地方自治体の収入額と需要額の差額を財源不足分として国から交付される普通交付税は、令和6年度よりも3億円少ない20億円を見込みました。前年度の企業からの法人市民税が増加したことにより、財源不足が減少するためです。

また、特別交付税は総務省の人材確保事業である、地域おこし協力隊、集落支援員、地域活性化起業人を積極的に招いていることから、7億円を見込み、学校の学び舎事業や観光開発など、いなべ市の様々な事業の活性化に大きく貢献しています。

【地方債の増加と基金の減少】

国の緊急防災・減災事業など償還額の一部が交付税で戻される有利な地方債を積極的に活用するため、令和7年度末の全会計の地方債の残高は昨年度末に比べ12億円多い356億円を見込んでいます。

一方、基金（積立金）を取り崩し市民の生活に活用するため、令和7年度末の全会計の基金残高は33億円少ない75億円を見込みました。

【歳出予算】

1 安全で安心な社会を拓く

1-1 【消防団分団詰所の建替え】

老朽化した大安東分団（三里）の詰所は旧郷土資料館を解体して新たに建設します。また、藤原地区は5か所ある詰所を統合するため、旧藤原庁舎を解体して新たに藤原分団詰所として建設します。この新たに建設する藤原分団詰所は緊急避難場所としても併用し、土石流やふじわらこども園の避難場所としての機能を兼ね備えた施設とします。

1-2 【防犯カメラ設置補助】

首都圏を中心に横行している闇バイト強盗が社会問題化する中、市内の自治会からも防犯カメラ設置の声が高まっていることや、三重県や警察からの要請もあることから、自治会が設置する防犯カメラの設置費用の1/2を補助します（補助金の上限は1基10万円）。

1-3 【上水道配水管の更新】

能登半島地震の教訓を踏まえ、水道配水管の耐震化、漏水対策が急がれます。令和7年度は特に老朽化が懸念される5地区約1.2kmを更新し、水道の安定供給に努めます。

1-4 【下水道管路の更生】

公共下水道の陶管布設区間約62kmを中心に、劣化が懸念される箇所（約10km）のテレビカメラ調査を実施し、劣化の度合いに応じ、更生工事（約1km）を施工します。

1-5 【農業集落排水の公共下水道への編入】

農業集落排水処理施設は、老朽化に加えて処理規模が小さいことから、維持管理費が割高となっています。そこで、市内で12か所あった農業集落排水処理施設のうち、公共下水道に接続した方がコスト削減につながる4か所を候補に挙げ、平成31年に中里南部処理区域、令和4年に貝野川右岸処理区域、令和6年に東貝野処理区域の公共下水道への編入を終えています。令和7年度は計画の最後となった十社南部処理区域（向平、下平）の公共下水道への接続の工事に掛かり、令和9年4月の統合を目指します。

1-6【下水道監視システムの改築】

いなべ市には埼玉県八潮市で起きた道路陥没のような事故が発生する大規模な下水幹線はありませんが、日々の点検監視は欠かせません。現在使用している集中監視システムの老朽化に加え、市役所がサーバーなどのハードウェアとソフトウェアを全て独自で整備するオンプレミス方式から、独自ではサーバーを持たずにインターネット上にあるサーバーを活用するクラウド方式に移行し、コストの削減と迅速な対応を目指します。令和7年度は125か所の通報装置回線の改築を予定し、適切な維持管理に努めます。

1-7【安全で美味しい水道水】

全国各地で有機フッ素化合物 PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及び、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）による水道水の汚染が問題となっています。いなべ市では、令和5年に市内9か所全ての配水池の処理水を検査した結果、全ての箇所国が定める暫定目標値の1/10未満で、実質、検出されませんでした。また、令和6年には市内17か所の水源地の原水も検査し、同じく全ての箇所国が定める暫定目標値の1/10未満で、実質、検出されませんでした。引き続き、安全で美味しい水の安定供給に努めます。

1-8【緊急避難路の整備】

市道笠田新田中央線は国道421号を起点として員弁地区防災拠点（旧員弁高校）を結ぶ幹線道路で、災害時には支援物資や人員の輸送を迅速に行える大型車両の通行が可能な道路整備が必要です。今年度は用地の購入を進め、令和8年度の完成を目指します。

1-9【道路の災害防止対策】

能登半島地震では道路が寸断され、救援隊や救援物資の搬入が難しい状態が続きました。いなべ市においても主要幹線道路の路面状況の調査や道路構造物の点検結果に基づく、緊急自然災害防止対策として令和7年度は市道10路線3,590m、24,750㎡の舗装工事と、六石地区200mの側溝工事、南金井山神川沿いの擁壁工事30m、道路灯22基のLED化を実施します。

1-10【自歩道の整備】

北勢線大泉駅からいなべ総合学園高等学校への通学路である市道西方上笠田線の自転車歩行者道（自歩道）の整備は、令和8年度の完成を目標に本線の舗装補修も含め進めます。また、要望の強い、市役所本庁からほくせいこども園の手前までの歩道の整備を計画し、地権者の協力のもと事業を進めます。

1-11【交通安全と市道ゾーン 30】

交通の安全を確保するため、員弁西小学校の通学路でもある市道楚原北勢線の自動車の速度規制（最高速度 30 km/h）と路肩整備を組み合わせた国の交付金事業（ゾーン 30）は、最後の仕上げとして路肩の整備と安全対策及び路面標示を行います。

1-12【国道 421 号バイパス道の開通】

大安 IC の交通量は 1 日当たり約 4,000 台と、大安 IC の開通により三笠橋が恒常的に渋滞しています。その対策として、大泉新田からいなべ総合学園高等学校の南隣を通り、いなべ大橋から大安 IC につなぐ国道 421 号バイパス道が令和 6 年 12 月に開通しました。この道路の開通により三笠橋の渋滞は緩和されたものの、交通量の少ない旧道との交差点に信号機や一旦停止の規制がほとんどないことから交通事故が多発しており、引き続き、三重県と警察に事故防止対策を要請します。

また、この道は三岐鉄道北勢線と交差することから、隣接する 2 つの踏切（大泉第 5 号、第 6 号踏切）を閉鎖し、新たに踏切を設置したため、閉鎖される踏切を迂回するための道路（市道宮東三反丸線）を新設し、利便性を確保します。

1-13【橋の安全】

いなべ市が管理する橋梁は 559 橋で、定期的な点検を実施しています。令和 4 年度に策定した長寿命化修繕計画に基づき、令和 7 年度は 165 橋の橋梁の点検並びに市道高柳南金井線大井田地区の宇賀橋（宇賀川）、市道畑新田上笠田線の笠田大橋（明智川）、市道阿第 105 号線石川地区の前川橋（員弁川）の橋梁修繕工事及び市道診療所線上相場地区の宮谷橋（宮川）の更新工事を実施し、橋の安全に努めます。

1-14【河川、ため池の防災対策】

地球温暖化による豪雨災害が頻発する中、河川の護岸の修復や堆積土砂の撤去は災害防止に欠かせません。市内の主な河川は三重県が管理しているため、浚渫した土砂の処分場所の提供などを三重県と協議し、河川改修を促します。

また、上流部にある市が管理する河川においては、国の起債事業を活用し令和 7 年度は 5 河川の河床整備、7 河川の護岸整備、2 河川の改修、1 河川の越流対策を実施するとともに、それらの工事に合わせ、河床に堆積した土砂の浚渫も実施し、災害防止に努めます。

さらに、農業用ため池の防災対策については、国の補助を受けて笠田新田の笠田大溜の整備計画、藤原町の貝戸溜池、川合溜池、平塚の野間溜、ふじ溜、大草溜の現状評価を行います。そして、市が 10% の負担金を支払う三重県事業として、令和 4 年度から着手している、垣内・別名の上平溜と洞ヶ谷溜、丹生川上の阿弥陀寺溜の改修工事を実施します。

1-15【農業水路の防災対策】

農業用の水路や施設も老朽化により改修工事が必要です。令和7年度は、本郷井水の移設設計、丹生川久下の油圧ユニットの改修設計、新町長頭子溜の廃止工事設計及び、高柳と千司久連新田の水路改修工事を実施します。

2 デジタル技術で新たな社会を拓く

2-1【自治体情報システムの標準化】

市町村は戸籍や住民票など、国の法律で規定された多くの事務（法定受託事務）を行っていますが、従来は市町村が独自のシステムで運用してきました。この非効率を是正するため、国は自治体情報システムの標準化を計画し、令和7年度末を目標に戸籍や保険、税金など基幹的な20業務のシステムの標準化とガバメントクラウドへの移行を進めています。

しかし、システムの標準化は全国の市町村が同じシステムで運用することとなり、独自のシステムが使えなくなります。従来、いなべ市の住民票のシステムでは自治会名のほか、組表記も可能でしたが、令和7年6月を最後に自治会の組表記ができなくなります。例年秋には各自治会でふれあい敬老会を催して頂いていますが、敬老事業対象者（75歳以上）の組表記がなくなることから、各自治会は独自でご住所の把握の準備をお願いします。

2-2【生成AIチャットボットの導入】

チャットボットは人工知能（AI）と言語処理プログラムを活用して、顧客の質問を理解し、人間の会話を学習して自動的に返答するコンピューター・プログラムです。この生成AIチャットボットを導入し、業務時間外の問い合わせや、ホームページでは検索しづらい質問を会話形式で解決します。

2-3【透明字幕表示ディスプレイの導入】

透明字幕表示ディスプレイは様々な言語を認識して言葉を瞬時に透明のボードに指定の言語で表示する機器で、聴覚障がい者や高齢者、外国語での対応に力を発揮します。

2-4【マイナンバーカードの普及啓発】

いなべ市のマイナンバーカードの交付率は、令和7年1月末時点で、93%で三重県1位と普及が進んでいます。住民票などの証明書の交付は、全体の4割が市役所での窓口交付からコンビニ交付に入れ替わっており、健康保険証や運転免許証なども、マイナンバーカードへの一体化が進んでいます。さらなるマイナンバーカードの普及を進めるため、市の職員が直接、外出困難な障がい者や高齢者の自宅・施設を訪問し、マイナンバーカードの申請や交付を支援します。

2-5【証明書発行業務の集約】

デジタル技術の進展やマイナンバーカードの普及に伴い、紙の証明書発行件数は減少しており、証明書発行業務に関わる機器や人員の適正化を進めます。具体的には令和7年7月から、大安支所と藤原支所での証明書発行業務を停止し、本庁と員弁支所に集約します。しかし、証明書発行以外の支所業務は従来通り行いますので、ご安心ください。

2-6【戸籍の振り仮名表記】

戸籍法が改正され、これまで漢字表記のみとなっていた戸籍に、振り仮名の記載が義務付けられます。住民票には振り仮名が記載されていることから、住民票の振り仮名を戸籍の振り仮名とする確認作業を行います。

2-7【げんき応援あぷり・いなべる】

健康寿命を延ばすためには毎日の運動が欠かせません。スマートフォンを活用し、毎日の歩いた歩数、体重や血圧の記録、健診や健康教室に参加した記録がポイントとして貯まり、そのポイントがWAONポイントなどと交換できます。今では約7,000人が利用しています。楽しみながら健康づくりに取り組める「いなべる」の普及を進めます。

3 支え合いで幸せを拓く

3-1【暮らしを支える公共交通】

いなべ市の公共交通は三岐鉄道三岐線と北勢線、三重交通バスの桑名阿下喜線、無料の福祉バス13ルートで、市民の暮らしを支えています。

コロナ禍で公共交通の利用が減少し、厳しい経営が続いていますが、利用客は徐々に持ち直し、北勢線はコロナ禍以前の9割程に回復しています。令和7年3月からは北勢線にIC改札機を導入し、利便性を高めます。引き続き、北勢線に約1.2億円、福祉バスに約1.3億円を投じて公共交通を支援するとともに、今後の公共交通の方向性を検討するための資料とする基礎調査を実施します。

3-2【空家等対策計画の策定】

令和6年度に実施した空き家の実態調査や意向調査に基づき空家等対策計画を策定します。いなべ市に移住を希望され、空き家を探す市外の方が多いにもかかわらず、空き家バンクへの登録や貸家、売却への決断を先延ばしにし、放置される空き家が増加しています。空き家の所有者に対して適切な管理と空き家バンクへの登録を勧めるとともに、移住相談を実施し、空き家の再利用を促します。

3-3【高齢者带状疱疹ワクチン予防接種】

带状疱疹は50歳から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症すると言われています。70歳で発症のピークを迎えるため、令和7年度から65歳を対象とする定期接種を実施します。

3-4【福祉委員会と地域づくり】

いなべ市では、住民主体による互助の体制を構築するため、自治会単位での「福祉委員会」の設置を勧めています。福祉委員会では、民生委員児童委員や自治会、老人会の役員など、地域で福祉活動を担っている人々が集う機会を創り、地域の課題を把握し、解決に向けた話し合い、見守りや支え合いの活動を協議しています。さらに、生活支援コーディネーターが中心となって、ボランティア活動団体や支え合い応援企業などの関係機関とのネットワークを作り、支え合える地域づくりを進めます。

令和7年1月末現在、市内118自治会のうち65%の77自治会が福祉委員会を設置し、検討中の25自治会を加え、約9割の自治会で活動が始まっています。

3-5【重層的支援体制の強化】

国の福祉制度は従来、こども、障がい者、高齢者といった対象者の属性や、要介護、虐待、生活困窮などのリスクごとに制度を設け、支援体制を構築してきました。しかし、個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさや課題が多様化、複雑化していく中で、国は制度を改め、相談支援の相互連携の強化と、社会とのつながり、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制」の構築を進めています。

幸い、いなべ市は以前より、相談支援に携わる人々の相互連携や各自治会の福祉力が強く、福祉委員会も多くの自治会で取り組んで頂いています。人々が住み慣れた地域で世代や分野を超えてつながり、生きがいを持って、自分らしく暮らしていけるよう、地域の人々が支え合いながら創り出す「地域共生社会」の実現を目指します。

生活の中で困難や生きづらさを抱える人への「相談支援」や社会から孤立している人を社会活動に誘う「参加支援」、そして、生活の基盤となる「地域づくり」の取組をさらに推進します。

3-6【元気づくりシステム】

いなべ市に「元気づくりシステム」が誕生して21年目を迎えます。このシステムは、ストレッチ体操やウォーキング、ボール運動を取り入れた健康増進、介護予防体操を、地域の皆さまが主体となって取り組む体制を支援するものです。

拠点コースは市の体育館で元気クラブいなべの職員がコーディネーターとなって週2回、1回2時間程度の運動を実施しています。また、地域の皆さまが集まりやすい地元の集会所に職員が出前して実施する集会所コースや、地元の元気リーダー（約1,000人）が中心となって、週2回、市内80か所の地元の集会所で行う元気リーダーコースがあり、市民の皆さまが自主的に運動に励み、健康増進に努めて頂いています。

3-7【医療費抑制以上の生きがいづくり】

元気づくりシステムに参加している人の年間医療費の平均約34万円で、参加していない人の年間医療費の平均約45万円と比べて、約11万円も低額となっており、医療費の抑制効果が出ています。

また、元気づくりシステムの参加者にアンケートを行ったところ、自分の健康のためだけにとどまらず、やりがいや生きがい、幸福感につながっているとの回答が多く寄せられました。今後とも、新たなリーダーの育成と参加の啓発を進め、市民の健康寿命の延伸を図ります。

3-8【障がい者グループホームの整備】

障がい者を支える家族の高齢化が進み、家族亡き後の障がい者の生活の場が求められています。そこで、いなべ市社会福祉協議会が定員10人のグループホーム（共同生活援助8人、短期入所2人）の建設を計画しており、市としてもこれを支援します。場所は老朽化し、入居者もいなくなったため解体する阿下喜の谷坂住宅の敷地を予定しています。建設後は、いなべ市社会福祉協議会が通所事業とともに運営を担います。

4 健やかな育ちを拓く

4-1【産後ママサポート事業の拡充】

育児負担の大きい産後に母親の休養を確保するため、保育士が乳児を預かる「産後ママサポート事業」は保護者のニーズが高く、対象となる乳児の年齢を広げ、生後2か月までの乳児から生後3か月までの乳児に引き上げます。また、未就園の兄や姉がいる場合はその兄や姉も一緒に預かります。

預かる場所は乳児のみを預かる場合、庁舎横のいなべ市保健センター2階、未就園の兄や姉と一緒に預かる場合は、ふじわらこども園の空き保育室を活用します。原則、1人2回まで利用でき、料金は無料とします。併せて育児不安の相談を受けることで、産後うつ予防効果も期待されます。

4-2【チャイルドサポート事業の広域連携】

発達に支援を必要とするこどもとその保護者に途切れない支援を提供する「チャイルドサポート事業」。出生から就労まで、その子のライフステージに合わせて、母子保健、保育、教育、医療、福祉が連携して取り組み、いなべ市のブランドとなっています。令和7年度は近隣市町の関係機関との連携を深め、発達支援医療連携体制を強化します。

4-3【三里こども園の大規模改修】

いなべ市社会福祉協議会が運営する三里こども園は、建設から31年が経過し老朽化が進んでいます。令和7年度は国の就学前教育・保育施設整備交付金を活用して、大規模改修費を支援します。

4-4【保育園の認定こども園への移行】

子ども・子育て支援法の施行から10年が経ち、経過措置が終了したことにより、保護者が労働や疾病などの要件に満たない3歳以上児（1号認定児童）は、保育園を利用できなくなります。そこで、3歳以上児が通う市内全ての保育園を令和7年度から「認定こども園」に移行し、3歳以上児が保護者の労働や疾病に関わらず従来通り、利用できる体制を続けます。

4-5【こども家庭センターの充実】

昨年、設置した「いなべ市こども家庭センター」では児童への虐待防止や孤立した子育て中の家庭への相談支援を実施しています。個々の家庭に応じた切れ目のない相談支援を行い、すべての妊産婦や子育て世帯の包括的な支援の充実に努めます。

4-6【ひとり親家庭の就学支援】

いなべ市は独自事業としてひとり親家庭の就学を支援する目的で、園児と小学生に対しては月2千円、中学生に対しては月3千円、高校生に対しては月5千円の支給事業を行っています。そうした中で、令和6年度に国の児童手当、児童扶養手当制度が大幅に拡充されました。0～2歳の月1万5千円、3歳～中学生の月1万円は変わりませんが、新たに18歳年度末までを対象とし、第3子以降は月3万円に増額され、受給できる人や金額が大きく拡大されました。

これを機会に、いなべ市独自の「就学支援金制度」を「入学卒業支度金支給事業」に改め、小学校入学時に3万円、中学校入学時に5万円、中学校卒業時に7万円を支給する事業に転換します。ひとり親家庭の保護者からはかねてより「進学した際にまとまった支援金が必要」という要望を多く頂いていました。

4-7【養育費確保支援事業】

ひとり親家庭の多くは親の離婚によるもので、離婚後、こどもの養育費が定期的に最後まで支払われているのは、離婚した夫婦の約2割であり、養育費の未払問題がこどもの貧困の原因となっています。そこで、離婚の際にこどもの養育費に関する公正証書等の作成費として上限5万円を補助する「公正証書等作成促進補助金」、養育費が未払いの場合、保証会社が未払金を立替え、本人に代わって回収する養育費保証契約を締結するための費用として上限10万円を補助する「養育費保証契約促進補助金」を創設し、ひとり親家庭を支援します。

4-8【こども計画の策定】

令和5年度に、こども家庭庁が設置され、こども基本法にのっとり、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活ができる社会の実現を目指すこととされました。いなべ市でも法により定められている「こども計画」を策定し、自然や人といった資源を生かした子育て施策や、新たなこどもの居場所の検討を進めます。

4-9【こども・子育て拠点施設】

豊かな自然の中でこどもが遊びや学び、多様な体験を通じて成長することができる施設の整備について検討を始めています。

公共施設活用の観点とこどもたちの自然体験に最適なエリアであることから、宇賀川と旧大安庁舎を活用し、こどもたちが集い、遊び学べる空間を創ります。

4-10【子ども医療費の窓口無償化対象の拡大】

令和7年9月から子育て支援の拡充として、窓口負担なしで医療機関を受診できる対象年齢を6歳（未就学児まで）から18歳年度末までに拡大します。

4-11【国民健康保険税率の三重県標準税率への移行】

従来、国民健康保険の財政運営の責任は市町村でしたが、平成27年の法律改正により財政運営の責任は都道府県が担うこととなりました。しかし、同じ県内でも市町村により医療費と所得などに大きな格差があり、すぐに料率を統一することは難しく、令和5年度の統一を目標に進められてきました。いなべ市もこの方針に従い、保険税率を三重県が示す標準保険税率に移行します。

5 未来を拓く学び

5-1 【生きる力を育む教育】

いなべ市は伝統的に一人一人を大切にし、地域の人々とつながり、支え合う教育を実践してきました。その結果、令和6年度の全国学力・学習状況調査では「自分には良いところがあると思いますか？」（自己肯定感）の質問に対し9割近い児童生徒が「良いところがあると思う」と答え、「授業や学校生活では、友達や周りの人の考え方を大切にしながら課題の解決に取り組んでいますか？」（他者を尊重し協働する力）の質問に対して95%を超える児童生徒から「はい」との回答がありました。この結果は全国平均や三重県平均を大きく引き離しており、いなべの教育がこども達の自己肯定感や協働力を育んでいる証でもあります。

5-2 【夢・未来プロジェクト 2030】

2030年のゴールを目指し、世界で展開されている「SDGs」。その目標である「ウェルビーイング（Well-being）：多様な個人と社会全体の幸せ」を実現していくため、一人一人に社会の構成員＝当事者として責任ある行動がとれる力が求められています。いなべ市では外部講師による「社会で自分を活かせる教育」として、日本航空ふるさと応援隊による「人としてのたたずまい講座」や「キャリア教育」、プロジェクトアドベンチャーの手法を取り入れた「冒険体験学習」を実施し、過去に受講したこども達は延べ1万人を突破しました。これら未来人財への投資的事業を通して、児童生徒の一人力（自律）と仲間力（共生）を培う教育を進めます。

5-3 【ICT教育の充実】

いなべ市は国のGIGAスクール構想に先立ち早くから1人1台のタブレット端末を整備し、プログラミング学習を含めたICT教育を積極的に推進してきました。しかし、タブレット端末などICT機器は5年で更新する必要があり、令和7年度は保有する約4,000台のうち、800台を更新し、ICT教育を推進します。

5-4 【保育小中一貫教育】

認定こども園児から中学生まで途切れない保育や教育をするためには、組織を超えたカリキュラムが必要です。いなべ市教育総合研究所を中心に、認定こども園から小学校への「架け橋プログラム」の作成を手始めに、保育士と教職員の研修や交流を進めます。

5-5【文化財の保護と市史編さん】

旧町史が発行されてから、それぞれ38年から24年が経過し、その間、いなべ市が誕生し街並みや生活様式も大きく変わりました。その一方、地域で残されていた歴史的な資料が急速に失われつつあります。そこで、市政20周年を契機に「いなべ市史編さん事業」を立ち上げ、調査を開始しました。刊行は令和12年度を目標に、文化財の保護と市史編さん事業を進めます。

5-6【体育館の空調設備の設置】

避難所に指定されている体育館の夏場の暑さ対策として、空調設備の設置が国の緊急防災・減災事業の対象となったことから、全ての小中学校の体育館の空調設備の設置を逐次進めます。

5-7【教育施設の大規模改修】

老朽化している丹生川小学校、藤原文化センターの大規模改修、大安スポーツ公園体育館、大安海洋センター体育館の耐震、長寿命化及び駐車場の整備工事を実施します。

5-8【ネコギギ飼育増殖施設の整備】

いなべ市では、国の天然記念物に指定されている「ネコギギ」の自然繁殖に成功し、ネコギギが野生生息する員弁川水系の河川に放流する事業を行っています。現在の飼育室がある大安スポーツ公園体育館の改修工事が始まることから、担当職員が勤務する藤原文化センター内に飼育室を整備し、ネコギギの飼育体制の強化を図ります。

6 自然を守り、山辺を拓く

6-1【地域脱炭素移行・重点対策加速化事業】

令和6年度に環境省から採択を受けた重点対策加速化事業では、避難所に指定されている学校施設などに太陽光発電設備と蓄電池を設置し、自然電力いなべ株式会社などと連携して、公共施設や個人住宅へ電力を供給する「電力の地産地消」に取り組んでいます。

令和7年度は山郷小学校に太陽光発電設備と蓄電池、いなべ阿下喜ベースに太陽光発電設備を設置するとともに、脱炭素化に取り組む市内の個人住宅や事業所にも施設整備の補助金を支給し、温室効果ガスの削減に努めます。

6-2【にぎわいの森の再整備】

いなべ市は自然環境と共生し、ハードとソフトを兼ね備えた社会資本「グリーンインフラ」の整備を推進しており、国の補助事業の採択を受けています。いなべ市の庁舎もその1つで、にぎわいの森は緑地の中に商業施設を設置したことで年間35万人もの訪問者が訪れる人気のスポットとなっています。

令和7年度は、にぎわいの森に緑地や植栽を再整備し、夏場の避暑施設ともなるトレーラーハウスや災害時にかまどとして使用できる防災ベンチなどを設置し、防災啓発の場としても活用します。

6-3【水素ステーションの運用開始】

いなべ市はクリーンなエネルギーとして注目されている水素の活用を推進し、阿下喜の防災拠点の一面に水素ステーションを設置し、運用を始めています。

現在は、企業の社用車向けに週に2台程度の供給に留まっていますが、令和8年度に予定されている三重トヨタ自動車株式会社の出店の際に、店舗の屋根などに太陽光パネルを載せ、太陽エネルギーが生み出す「グリーン水素」の普及と市の公用車の燃料電池自動車への切り替えを進めます。

6-4【燃料電池自動車、再エネ住宅への補助】

燃料電池自動車、再エネ住宅、個人住宅や事業所への太陽光発電設備設置の補助金の募集を行い、再生可能エネルギーの普及と啓発に努めます。

6-5【ごみの減量とリサイクルの徹底】

家庭から排出される廃棄物の中には、製品として再利用できるものや、古紙や缶、ペットボトルなど、素材として再生利用できる資源が多く含まれています。環境保護啓発を強化し、市民一人一人のごみの減量とリサイクル意識の向上を促します。特に、短期的滞在者などリサイクル意識の乏しい人への啓発を集合住宅の管理者へ要請し、適切な管理を促します。

6-6【ごみの広域処理】

いなべ市と菰野町の老朽化したごみ処理施設を集約、広域化し、ごみの適正な処理や資源化を推進するため、後継施設の整備方針や事業計画を策定します。また、新たなごみ処理施設を運営する一部事務組合を設立し、建設に向けての準備を進めます。

6-7【新斎場建設の構想策定】

北勢斎場は建設から40年以上が経過し、老朽化が進んでいます。令和7年度は基本構想を策定し、新斎場建設に向けての準備を始めます。

6-8【宇賀溪キャンプ場の整備】

宇賀溪のキャンプ場を世界的なアウトドアメーカーのノルディスクと提携し、再構築する「宇賀溪再生プロジェクト」。令和7年5月には、レストラン棟がオープンし、地元の食材を使った、おもてなしができる施設に進化します。

また、登山客の増加により、慢性的に駐車場が不足しているため、登竜荘跡地の利用や、その周辺の区有地をお借りし、駐車場の確保を進めます。

6-9【阿下喜温泉周辺の再開発】

阿下喜温泉は令和6年4月から、温泉・サウナ・宿泊・食事を楽しめる温泉施設「いなべ阿下喜ベース」に生まれ変わりました。月平均1万3,000人の来館者があり、ご好評を頂いています。

さらに、いなべ阿下喜ベースの本町通りを隔てた東隣に阿下喜ビジターセンターを開設し、観光案内やそば打ちなどの体験、コワーキングも可能な多目的スペースを設け、交流人口・関係人口の創出につなげます。

6-10【野遊び推進事業】

野遊び推進事業は、自然の中に身を置いて現代社会の様々なストレスから解放し、人間性の回復とライフスタイルの変容を促すプロジェクトで、内閣府が支援している事業です。いなべ市は、令和2年度からこの事業に取り組み、梅林公園に宿泊棟やサニタリー棟、拠点棟の建設を進め、令和8年度の開業を目標に整備を進めます。

7 活力ある未来を拓く

7-1 【地域計画の策定と農地の集約】

農業の担い手の高齢化と後継者の減少が耕作放棄地の発生につながっています。集落での話し合いを進め、10年後の農地の耕作者を一筆ごとに明確化する地域計画を策定しました。この地域計画に基づき、担い手が効率的な作業ができるよう、農地の集積や集約を促すとともに、国の交付金事業を活用した耕作者への支援を行います。また、一般企業の農業への参入を促し、生産性の高い魅力ある農業経営につながります。

7-2 【獣害対策とジビエ肉】

令和6年1月から12月までの市全体の捕獲、駆除頭数は、サル394頭（前年190頭）、シカ867頭（前年766頭）、イノシシ136頭（前年63頭）でした。防護柵の設置や檻、煙火の購入に対する助成をはじめ、集落の皆さまが主体的に獣の追い払いに取り組めるように「集落獣被害対策出前講座」を実施し、「自ら守る集落・自ら守る農産物」を目指して、地域の取組を支援します。

また、いなべ市ジビエ工房では、捕獲した害獣を食品として精肉処理し、みえジビエの認証登録のもと、「いなべ産ジビエ」としても販売し、ブランド化と販路の拡大に努めます。

7-3 【獣害に強い作物の奨励】

いなべの蕎麦は味も香りも良く、高い評価を受けています。ソバの栽培を奨励するとともに、恒例となりました「新そば祭り」を開催します。蕎麦打ち人口を増やすことでブランドとしての定着に努めます。

また、獣害に強い薬用植物のカノコソウも栽培農家が増加しつつあり、藍染めの原料となるアイ（藍）の栽培も奨励し、いなべ市の新たなブランドとして育てます。

7-4 【企業誘致の推進】

いなべICの開通など交通の利便性が高まるとともに、いなべ市への進出を検討する企業が増えています。現在、鼓地区と石樽南前林地区への進出を要望する企業があり、地元や地権者のご理解とご協力を得ながら、優良企業の誘致を進めます。